

適切な意思決定支援に関する指針

1 基本方針

新上三川病院では、人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者と家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした、患者本人にとって最もふさわしい医療・ケアを提供することに努める。

2 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3カ月と予測ができる場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数カ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者本人の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が、多職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることを最も重要な原則とする。
- (2) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行う。
- (3) 本人が自ら意思を伝えられない状態となる可能性もあることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。この話し合いを行うにあたり、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておく。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアチームについて、その行為の開始・不開始や中止・医療・ケア内容の変更は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

(5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和され、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

(6) 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

4 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

1.本人の状態に応じた専門的な医学的検討を行ったうえで、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いがなされ、本人による意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

2.時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、その都度、適切な情報提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度伝えることができるよう支援する。なお本人が自らの意思を伝えられない状態となる可能性もあるため、家族等も含めた話し合いを繰り返し行えるよう務める。

3.このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録に記載する。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認できない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームにより慎重に判断を行う。

1.家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

2.家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるか家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。本人の時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行う。

3.家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

4.このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記載する。

5.認知症等で、自らの意思決定することが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り本人の意思を尊重し、反映しながら意思決定を支援する。

(3) 身寄りがない患者の意思決定支援

本人の判断能力の程度や人員、費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無などにより状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わりなどを利用して、本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参照し、その決定を支援する。

※参考資料

厚生労働省

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（2018年）
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年）
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019）

2024年6月1日施行 新上三川病院